



令和6年度 赤い羽根共同募金助成金のご案内



船橋市内の福祉団体等が行う事業を支援することを目的として、赤い羽根共同募金助成金交付事業を実施いたします。

助成金の交付には条件があり、期日までに申請書類の提出が必要となります。詳細については、以下をご参照ください。

1. 助成対象事業 ※以下を満たしていること

事業の目的と内容が、児童、青少年、母子・父子並びに寡婦、障害者、高齢者、生活困窮者、その他困難を抱える方等の社会福祉の増進、福祉意識の啓発や向上に寄与するものであること

2. 助成対象条件など ※以下をすべて満たしていること

- ①主たる活動拠点（事業所）が船橋市内にあり、主な活動先を船橋市内とする、営利を目的としない福祉団体であること
- ②構成員、会員等が5人以上でその7割以上が船橋市民であること
- ③団体・施設等の余剰金（繰越金）が申請年度の予算額の5割を超えていないこと
- ④助成を受けようとする事業と活動が年度内に終了するものであること
- ⑤企業（株式会社など）、政治目的を持つ団体、宗教団体等ではないこと
- ⑥市内に複数の事業所を有する福祉団体等への助成は、二つの事業所まで対象とする

3. 助成金額

1 団体につき上限 100,000 円

※助成金の総額は、毎年度の予算の範囲内とします。申請が多数あった場合は、団体数に応じて均等割とさせていただきます。

4. 申請書類

- ①船橋市社会福祉協議会福祉団体助成金交付申請書
 - ②団体・施設の前年度決算書及び事業報告書
 - ③団体・施設の今年度予算書及び事業計画書
 - ④役員名簿及び会員名簿（氏名、住所、連絡先明記のもの）
 - ⑤助成を受けようとする事業の計画書及び予算書
- ※申請時点で事業を終了している場合は、下記7も添付

②～⑤については、
任意の書式で構いません

⑤については、
市社協 HP 掲載の参考様式
をご参照ください

5. 助成の可否について

申請書類を当協議会が審査したうえ、助成金交付の可否を書面にて通知いたします。審査の結果、条件を満たしていない等により助成金交付の対象外となる場合があります。

6. 助成金の取り消し等について

偽りその他の不正手段により助成金の決定及び交付を受けた場合には、助成金の決定及び交付を取り消し、助成金の全部又は一部を返還していただきます。

7. 助成を受けた事業の報告と精算について

助成を受けた事業については、事業終了後1か月を目途にその用途に関する報告書（市社協HP掲載の参考様式を参照）を提出していただきます。

なお、事業の決算額が助成額を下回る場合は、助成金を返還していただきます。

8. その他注意事項など

- ・申請には締切がありますので、お早めの申請をお願いいたします。
- ・助成金の用途は、助成を受けようとする事業に係る経費に限ります。使用できる費目に制限はありませんが、地域の皆さまからお預かりした募金を原資としていることをご理解のうえご利用をお願いいたします。
- ・助成金の用途について問い合わせる場合がありますので、領収書（レシート）等は各団体の定める期間で保管ください。
- ・国、県、市などの各種助成金と併用して申請することもできますが、他助成金とこの助成金の併用が可能かどうかについては、申請者でご確認ください。
- ・助成金額、対象条件等は来年度以降変更になる場合がありますのでご了承ください。

9. 申請締切日

令和6年11月15日（金）必着

申請書のダウンロードは市社協HPから→
（※郵送でもお取り寄せできます。）



この助成金は地域の皆様からお寄せいただきました「赤い羽根共同募金」から助成されます。

【お問い合わせ・申請窓口】 ※郵送又は持参

〒273-0005

船橋市本町2-7-8 船橋市福祉ビル3階

社会福祉法人 船橋市社会福祉協議会 地域福祉推進課

TEL：047-431-2653

